平成２２年（フ）第２６２０号
札幌市豊平区豊平４条12丁目３番３号　スターハイツＣ―101号
債務者　松浦　秀明
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６２１号
札幌市豊平区豊平４条12丁目３番３号　スターハイツＣ―101号
債務者　松浦　由子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６７７号
北海道千歳市福住４丁目２番地の２
債務者　竹内　亮二
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６９７号
札幌市中央区北６条西28丁目３番３―502号
債務者　三浦喜代美
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７２２号
札幌市豊平区月寒西１条２丁目１番55―205号
債務者　石川　　忠
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７２３号
札幌市豊平区月寒西１条２丁目１番55―205号
債務者　石川ひろみ
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７５２号
札幌市東区北32条東１丁目７番21号　ハイツ北32条Ｂ202号、住民票上の住所北海道岩見沢市東町350番地
債務者　沼　　正道
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７４号
岩手県一関市宮下町７番８号　ベルサンテＢ202、旧住所青森県八戸市大字糠塚字大杉平18番地８　ビクトリアヒルズ２―３
債務者　村上　喜男
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５４９号
盛岡市向中野字向中野39番地１　向中野宿舎２―304号
債務者　熊谷　留美
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５５４号
盛岡市山王町３番13号
債務者　千葉　英良
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４００号
群馬県前橋市元総社町１―４―１　エバーグリーン前橋205、住民票上の住所群馬県前橋市天川大島町１丁目33番地15
債務者　吉原クニコ
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４３２号
群馬県伊勢崎市本関町1192番地２　雇用促進住宅上植木宿舎２―207
債務者　嶋澤　良実
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４４６号
群馬県前橋市高花台２丁目10番地ＲＤ―106号
債務者　石川　一夫
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４５１号
群馬県佐波郡玉村町大字飯倉433番地19
債務者　小牧　明美
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４６２号
群馬県前橋市小相木町366番地　プリモ小相木202号
債務者　鈴木　　忍
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４７２号
群馬県前橋市高花台２丁目15番地ＲＡ―303号
債務者　茂木　　榮
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４８４号
群馬県前橋市泉沢町766番地７
債務者　田中　信康
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　前橋地方裁判所